【相談支援依頼届について】 相談支援の新規申請・(相談支援事業所の)変更申請

相談支援新規申請のみ	更新申請と合わせて申請	利用日数(支給量)変更と合わせて申請	相談支援変更申請(終了含む)のみ	提出書類	備考
＊1	＊1	＊1		障害児相談支援給付費支給申請書	＊1 初めて相談支援を依頼する時、セルフプランを経て再度相談支援を依頼する時に提出。
○	○	○	○	障害児相談支援依頼(変更)届出書	・いずれの場合でも提出
	○			更新申請に必要な書類一式	・詳細は、「新規申請・更新申請 提出書類 確認フォーム」を活用し、該当の書類をご確認ください。 https://logoform.jp/form/cGft/622902
		○		支給変更申請書	
○	○	○	○	障害児支援利用計画	・相談支援事業所が作成。(相談支援終了の場合は、セルフプランで作成。) ・モニタリング標準期間と異なる設定の場合は、その理由を明記。
○	○	○	○	週間ケア計画	・相談支援事業所が作成。(相談支援終了の場合は、セルフプランで作成。) ・保育所等訪問支援利用の場合は、申請書類下部の摘要欄に「保育所等訪問支援2日/月」と記載。
○	＊2	＊2	＊2	アセスメント票	・相談支援事業所が作成。 ＊2 相談支援終了時のみ提出不要。
○	○	○	○	申請者(父または母)のマイナンバー関係書類	・郵送の場合はコピー同封。 ・申請者と提出者が同一の場合は 1 名分。
○	○	○	○	申請者と提出者の本人確認書類 ＊写真付き身分証明書の場合は 1 点、写真なしの場合は 2 点	・本人確認書類、マイナンバー関係書類に該当するもの。 例 1:マイナンバーカード 計 1 点 例 2:運転免許証＋通知カード 計 2 点
○	○	○	○	今お使いの通所受給者証	・直近で使用予定あり等の理由がある場合は、提出不要。

<提出先>

〒272-0032
千葉県市川市大洲 4-18-3
市川市こども発達センター内
こども部　発達支援課
047-370-3577

注意)
・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。